

最近の年金関連トピックス

平成29年4月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 企業年金制度改正に関する動き	
1-1. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について	… 4
1-2. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する省令の公布について	… 6
1-3. 第1回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 8
1-4. 第2回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 9
1-5. 第3回確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について	… 10
2. 退職給付会計関連	
2-1. ASBJ(企業会計基準委員会)が「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表	… 13
3. その他	
3-1. 平成28年10月～12月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年35.95%(告示改正)	… 15
3-2. 平成29年度の予定利率について(厚年、DB)	… 17
3-3. 平成29年度の年金額改定について	… 19
3-4. 特別法人税の課税停止措置期限の延長について	… 20
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成29年1月～平成29年3月)	

※ 平成29年1月～平成29年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱いについて》 ⇒P.13

日本銀行が平成28年1月29日に「マイナス金利付き量的・質的緩和」を導入してから1年が経過し、マイナス金利は様々な方面に大きな影響を及ぼしています。企業年金の資産運用・財政運営、さらには企業会計等にも大きな影響を与えています。

ASBJ(企業会計基準委員会)では、昨年3月に平成28年3月期決算に向けた暫定的な取扱いとして、退職給付債務等の計算における割引率の設定についてゼロを下限とすることも、マイナスで設定することも認めることとしました。

その後、恒久的な取扱いを示すべきとの要望を受け、平成28年11月から再び議論を行い、本年3月29日に実務対応報告を公表しました。内容は、平成29年3月期決算以降1年間は、ゼロを下限とすることも、マイナスで設定することも引き続き認めるというものです。恒久的な取扱いを検討する目的でスタートした議論が、結局は暫定的な取扱いを継続することになってしまったわけです。

ASBJでは、今後も引き続きこのテーマに関しては議論を継続していく模様です。

《確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について》 ⇒P.8~11

平成28年6月3日に、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(以下、DC等改正法)」が公布されましたが、この中でDCの運用改善について定められており、施行日は公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日となっています。

DCの運用改善については、社会保障審議会企業年金部会の下に専門委員会を設置してその詳細規定を検討することとされ、平成29年2月14日に第1回「確定拠出年金の運用に関する専門委員会(以下、専門委員会)」が開催されました。

専門委員会では、主に「運用商品の提供数の上限設定」と「指定運用方法(デフォルト商品)の基準の明確化」についての議論が行われ、DCの運用の改善を図ることにより、事業主が制度を運用しやすく、従業員や個人が主体的に参加できる仕組み作りを行っていかうとするものです。

先日3月10日と21日には、第2回、第3回専門委員会が開催され、「運用商品提供数の上限」「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、関係団体からのヒアリングが行われ、各団体から様々な意見が提示されました。今回行われた関係団体のヒアリングを基に、専門委員会で引き続き議論が重ねられ、今年の夏頃を目途に、「運用商品提供数の上限」や「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」等が確定される予定です。

1. 企業年金制度改革に関する動き

1-1. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について

- ・ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更
- ・ 拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更

三菱UFJ年金ニュースNo.432(2/8)

ポイント

- 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令※2が、本日公布されました。
- 内容は、平成30年1月1日施行の「DC掛金の拠出限度額の年単位化」に関する改正政令です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース\(No.410\) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令](#)

改正法の概要

【施行日】平成30年1月1日

- 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更。

公布された政令の概要

1. 確定拠出年金法施行令の一部改正

項番	項目	政令の概要
(1)	年単位化に伴う拠出の方法を規定	<ul style="list-style-type: none">✓ 掛金の拠出については、加入者期間の計算基礎となる期間につき、12月から翌年11月までの12月間(この間に、その資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間、以下「掛金拠出単位期間」という)を単位として拠出する✓ ただし、規約に定めるところにより、12月間を区分した期間ごと(例:毎月、3カ月等)に拠出することができる✓ 加入者掛金の額は、掛金拠出単位期間につき1回に限り変更することができる

1-1. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について

公布された政令の概要(つづき)

項番	項目	政令の概要
(2)	年単位化に伴う拠出限度額の規定の改正	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠出限度額は、加入者期間の計算基礎となる期間につき、12月間からその拠出することとなった日の属する月の前月までの各月の末日における加入者区分に応じた拠出限度額を合計した額(その前に区分した期間に係る拠出がある場合は、前の区分した期間に係る掛金額を控除した額)とし、使い残した拠出限度額は繰り越す ✓ 加入資格喪失後、再び加入資格を取得した場合は、加入資格喪失前の使い残した拠出限度額を繰り越す ✓ 上記、拠出限度額の繰り越しは、前述(1)の12月間の範囲内で実施可
(3)	事業主掛金の前納及び追納に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること
(4)	年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型DCの掛金の納付期限日は、拠出する期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日(企業型DC加入者が資格を喪失した場合は、資格喪失日から同日が属する月の翌月の末日までの日)とする ✓ 納付期限日までに納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、規約に定めるところにより、納付期限日を延長することができる

2. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

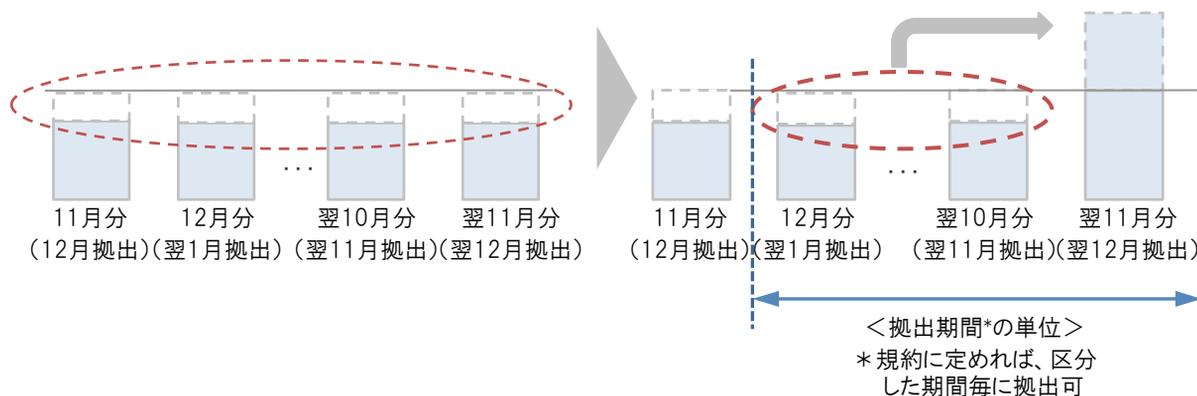
項番	政令の概要
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 存続厚生年金基金の実施事業主が企業型DCを実施している場合の拠出限度額について確定拠出年金法施行令の一部改正と同様に改正する。

ご参考:DC掛金の拠出限度額の年単位化(イメージ図)

- ✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更
(拠出期間は12月～翌年11月までの12月間を単位とする)

<現行> 各月で拠出限度額の使い残しが発生

<法改正後> 12月分～翌10月分の使い残しを11月分の拠出時にまとめて拠出することが可能



1-2. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する省令の公布について

- ・ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更
- ・ 拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更

三菱UFJ年金ニュースNo.436(3/29)

ポイント

- 平成28年6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1の施行に伴う確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令※2が公布されました。
- 内容は、平成30年1月1日施行の「DC掛金の拠出限度額の年単位化」に関する省令です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース\(No.410\) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※2 [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令](#)

改正法の概要

【施行日】平成30年1月1日

- 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更、拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上定期的に拠出」へ変更。

公布された省令の概要

1. 確定拠出年金法施行規則の一部改正

項番	項目	省令の概要
(1)	掛金拠出の年単位化に関する所要の措置	<ul style="list-style-type: none">✓ 拠出を行う期間ごとの掛金の額を企業型年金加入者等原簿及び個人型年金加入者等帳簿に記録し、保存すること✓ 企業型記録運営管理機関は、拠出を行う期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を加入者等に通知すること✓ 規約の閲覧について、二以上の事業主で実施する企業型年金については、当該事業主に係る部分に限って、閲覧をさせることができるものとする

1-2. 確定拠出年金法施行令等の一部を改正する省令の公布について

今回開示された関係省令案の概要(つづき)

項番	項目	省令案の概要
(2)	年単位化に伴う企業型DCに係る掛金の納付期限日の延長	<p>(説明) 企業型DCの掛金は、企業型年金規約で定める日(納付期限日)までに納付することとされていますが、改正政令※3において、納付期限日までに掛金を納付することが困難であると認められる場合として省令で定める場合には、納付期限日を延長できるとされました。この省令で定める場合について以下のように規定されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業主掛金を拠出する事業主の業務状況等(企業型年金加入者掛金にあつては、企業型年金加入者の財産の状況等)に照らし、やむを得ない理由があると認められる場合 ✓ 延長される納付期限日については、理由のやんだ日から二月以内で厚生労働省大臣が定める日までの日とする <p>(納付期限を延長したときは、速やかに文章でその内容及び理由を対象となる者に通知すること)</p>
(3)	企業型年金に係る業務報告書の項目追加	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業型年金の資格喪失者数や、資格喪失後6カ月経過したことにより国民年金基金連合会に自動的に資産が移換された者の数、退職者に対する個人別管理資産の移換に関する説明状況等について、業務報告書に項目を追加

※3 [確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令](#)

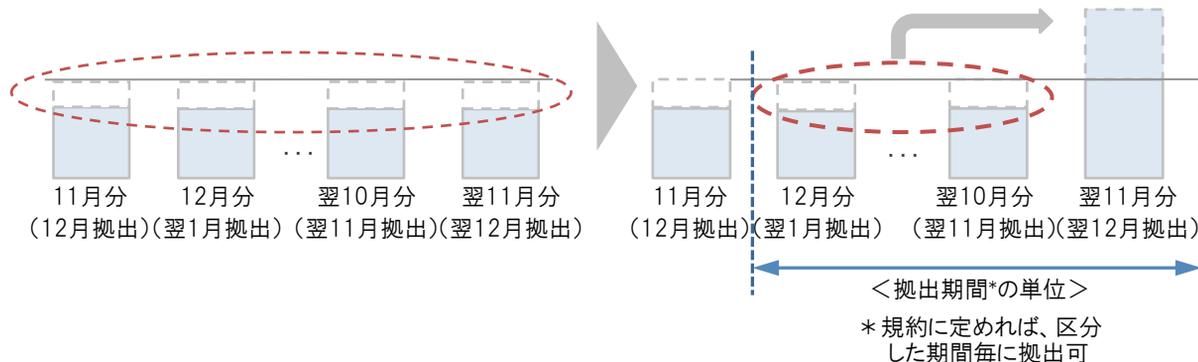
ご参考:DC掛金の拠出限度額の年単位化(イメージ図)

✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更

(拠出期間は12月～翌年11月までの12月間を単位とする)

<現行> 各月で拠出限度額の使い残しが発生

<法改正後> 12月分～翌10月分の使い残しを11月分の拠出時にまとめて拠出することが可能



以上

1-3. 第1回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」および「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」についての議論を再開

～以下、メールマガジン「第1回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について」転載～

2月14日、第1回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。

<当専門委員会の設置理由>

平成28年6月3日に公布されました「DC等改正法」により、DCの運用改善が行われる予定です。施行日は公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日となっています。そのため、法定されたDCの運用改善の詳細について、社会保障審議会企業年金部会の下に専門委員会を設置して議論を行うこととされたものです。

<本日の議論の内容>

「運用商品提供数の上限」および「指定運用方法の基準」について、今まで企業年金部会で議論されてきた内容が整理され、論点が提示されました。ポイントは以下の通りです。

(1)運用商品提供数の上限について

- ・従来、商品提供数の上限はありませんでしたが、DC等改正法においては、加入者が選択しやすいように商品提供数の上限が法定されました。
- ・商品提供数の上限については、現在の提供数や加入者の選好を阻害しないこと等の観点を踏まえつつ実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案して政令にて定められる予定です。
- ・「加入者が自ら主体的に運用商品の選択を行うようにするため運用商品の提示はどうあるべきか、また提示する運用商品の本数(上限)のあり方についてどうあるべきか」といった論点について議論される予定です。

(2)指定運用方法(デフォルト商品)の基準について

- ・従来、指定運用方法については年金局長通知にて「個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避する方法として、あらかじめ定められた運用方法を規約において設定することができる」として定められていました。
- ・DC等改正法においては、指定運用方法の設定自体は任意とされました。設定した場合の基準等については、省令にて定められる予定です。
- ・「長期的観点から物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとしてどのような指定運用方法のあり方があるか」といった論点について議論される予定です。

<今後の予定について>

次回の専門委員会では、上記ポイントにかかる関係団体のヒアリングが行われる予定です。開催時期等は明らかにされておりません。

<ご参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法案の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」

https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf

1-4. 第2回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、関係団体からヒアリング

～以下、メールマガジン「第2回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について」転載～

3月10日、第2回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

<本日の議論の内容>

「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法の基準」について、関係団体(※)からのヒアリングが行われ、各団体から様々な意見が提示されました。

(※)日本証券業協会、投資信託協会、信託協会、全国銀行協会生命保険協会、日本損害保険協会

【運用商品提供数の上限について】

- ・労使合意した商品数を上限とする特例を認める
- ・政令で規定する商品上限数は余裕のある数とし、望ましい商品提供数は法令解釈通知等で示す
- ・企業型と個人型の商品上限数は分けて考える必要がある
- ・ターゲットイヤー型やバランス型等、パッケージで提示されている運用商品は1本として数える
- ・企業合併(DC制度の統合)等の際には一時的な上限超過を許容する
- ・新規マネーの受入を停止した場合には商品本数として数えない
- ・受給開始時のみに選択できる年金開始後商品については商品本数として数えない

【指定運用方法(デフォルト商品)の基準について】

- ・投資信託商品の適用を検討するとともに、多様な労使ニーズの実情に合わせて元本確保型商品もデフォルト商品に入れる
- ・長期的資産分散を期待できる運用商品であるべきであり元本確保型商品はデフォルト商品に該当しない

<今後の予定について>

「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法の基準」については、上記の意見を踏まえ実際の商品提供状況等を勘案するなど、引き続き検討が行われる予定です。なお、次回開催時期等は明らかにされておりません。

<参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」」

https://safe.tr.mufig.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf

1-5. 第3回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

- ・「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法(デフォルト商品)の基準」について、前回に引き続き関係団体からヒアリング

～以下、メールマガジン「第3回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について」転載～

3月21日、第3回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

<議論の内容>

「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法の基準」について、前回に引き続き関係団体等(※)からのヒアリングが行われました。また、3社(NTTグループ、パナソニック株式会社、株式会社日立製作所)の各DC制度の運営実態の説明がなされました。

(※)日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、森田人事労務事務所、みらい女性倶楽部

【運用商品提供数の上限について】

- ・企業型は労使での決定が尊重されるべきであり、現在実施されている実態に則し、加入者の混乱を招かないような検討が必要
- ・一律による規制は望ましくなく、労使合意により具体的な上限を定める選択の余地を残すべきである
- ・政令で定める数とは別に、十分な情報提供や投資教育など加入者の理解促進に努める場合には労使合意で定める商品数を認めるべき
- ・中小企業では投資教育がしっかりできるのであれば問題ないが、商品数が多すぎると加入者は迷うかもしれない
- ・中小企業はパッケージ化された総合型DCへの加入が多く、総合型DCのパッケージの中身をどのように考えるかがポイント(指定運用方法についても同様)
- ・個人型は加入者に幅広い選択肢が引き続き提供されるよう検討が必要
- ・個人型は投資の経験がない人が多いと考えられるため、商品選択に迷わないように少ない方が望ましい

【指定運用方法(デフォルト商品)の基準について】

- ・労使での決定が尊重されるべきであり、元本確保型が選好されている実態を踏まえた検討が必要
- ・元本確保型を含め、労使の実情を踏まえて、柔軟な制度設計を阻害しないよう、幅広く選択できるようにすべき

<今後の予定について>

「運用商品提供数の上限」及び「指定運用方法の基準」については、上記の意見を踏まえ実際の商品提供状況等を勘案するなど、引き続き検討が行われる予定です。なお、次回開催時期等は明らかにされておられません。

1-5. 第3回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

<ご参考: 前回提示された主な意見>

(日本証券業協会、投資信託協会、信託協会、全国銀行協会、生命保険協会、日本損害保険協会)

【運用商品提供数の上限について】

- ・労使合意した商品数を上限とする特例を認める
- ・政令で規定する商品上限数は余裕のある数とし、望ましい商品提供数は法令解釈通知等で示す
- ・企業型と個人型の商品上限数は分けて考える必要がある
- ・ターゲットイヤー型やバランス型等、パッケージで提示されている運用商品は1本として数える
- ・企業合併(DC制度の統合)等の際には一時的な上限超過を許容する
- ・新規マネーの受入を停止した場合には商品本数として数えない
- ・受給開始時のみに選択できる年金開始後商品については商品本数として数えない

【指定運用方法(デフォルト商品)の基準について】

- ・投資信託商品の適用を検討するとともに、多様な労使ニーズの実情に合わせて元本確保型商品もデフォルト商品に入れる
- ・長期的資産分散を期待できる運用商品であるべきであり元本確保型商品はデフォルト商品に該当しない

<参考資料>

◎当専門委員会に関する資料については以下をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

◎法律の概要「三菱UFJ年金ニュースNo.410「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布」

https://safe.tr.mufig.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2016_140.pdf

2. 退職給付会計関連

2-1. ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表

- 利回りの下限を0%とする方法及びマイナス利回りをそのまま利用する方法のどちらも認められる

三菱UFJ年金ニュースNo.437(3/30)

ポイント

- 企業会計基準委員会から、実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」が公表されました*。
- 内容は以下の通りです。
 1. 平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度の期末において、退職給付債務等の計算における割引率の基礎とする債券の利回りがマイナスとなる場合、利回りの下限を0%とする方法及びマイナス利回りをそのまま利用する方法のどちらも認めるものとする
 2. 平成30年3月31日以降に終了する事業年度の取扱いについては、引き続き検討を行い、検討の進捗状況によっては、上記1.の取扱いを継続することを検討する

* [実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」の公表](#)

3. その他

3-1. 平成28年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率:年35.95%(告示改正)

- 平成28年10月～12月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は年35.95%(告示改正)

三菱UFJ年金ニュースNo.434(3/24)

ポイント

- 今般の告示改正※1により、最低責任準備金(期ズレなし)の平成28年10月～12月における利回りが35.95%(年率)※2とされました。
- 当該利回りは、平成28年10月31日から平成29年1月30日の間に代行返上・解散の認可を受けた厚生年金基金に、期間に応じて適用される予定です。
- 平成29年1月31日時点で存続する厚生年金基金には当該四半期毎の利回りは適用されず、平成28年度の利回り(平成29年8月公表予定)が適用される予定です。

※1 平成29年3月24日付厚生労働省告示第79号(平成26年厚生労働省告示第95号の一部改正)

※2 GPIFの平成28年度第3四半期の収益率(期間率)7.98%を年率換算したもの

3-1. 平成28年10月～12月の最低責任準備金 (期ズレなし)付利率:年35.95%(告示改正)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率			期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—			—	—	—
平成10年度	4.15%	—			—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%			(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%			4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%			3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%			3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%			1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%			0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%			4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%			2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%			6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%			3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%			▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%			▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%			7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%			▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%			2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%			9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%			8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	4月～6月 ▲14.64%	7月～9月 7.57%	10月～12月 35.95%	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	—			▲3.63%	—	—

今回確定分

3-2. 平成29年度の予定利率について(厚年、DB)

- 継続基準の下限予定利率は、▲0.1%
- 非継続基準の予定利率は、1.46%
⇒ 一定の手続き※を前提に1.168%～1.752%(×0.8～1.2)の範囲内で設定可能

三菱UFJ年金ニュースNo.433(2/21)

ポイント

平成29年度における以下の予定利率の改正が行われましたのでご案内します。

1. **継続基準**の下限予定利率：▲0.1%
(厚年基金※1、DB※2)
2. **非継続基準**の予定利率：1.46%
(厚年基金※3、DB※4)

⇒非継続基準の予定利率は、一定の手続き※5を前提に1.168%～1.752%(×0.8～1.2)の範囲内で設定可能です。

- ※1 「「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について」平成29年2月21日年企発0221第1号
(「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号の一部改正)
- ※2 [平成29年2月21日告示第45号\(平成14年厚生労働省告示第58号の一部改正\)](#)
- ※3 [平成29年2月21日告示第47号](#)
- ※4 [平成29年2月21日告示第46号\(平成15年厚生労働省告示第99号の一部改正\)](#)
- ※5 厚年基金および基金型DB：代議員会の議決
規約型DB：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意
(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

☞前年度との比較等については次頁ご参照

3-2. 平成29年度の予定利率について(厚年、DB)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(▲0.031%)と5年平均(0.499%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(1.456%)を勘案して設定されています。

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
H27	0.5%	1.90% (1.520%~2.280%)	0.5%	1.90% (1.520%~2.280%)
H28	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)	0.3%	1.76% (1.408%~2.112%)
H29	<u>▲0.1%</u>	<u>1.46%</u> (<u>1.168%~1.752%</u>)	<u>▲0.1%</u>	<u>1.46%</u> (<u>1.168%~1.752%</u>)

3-3. 平成29年度の年金額改定について

- 平成29年度の年金額は昨年度から0.1%引下げ
- マクロ経済スライドの調整は適用せず

～以下、メールマガジン「平成29年度の年金額改定について」転載～

1月27日、厚生労働省は、総務省が消費者物価指数を公表したことを受け、平成29年度の年金額改定の内容を発表しました。これによると、平成29年度の老齢基礎年金の満額は、昨年度から0.1%の引下げとなり、64,941円(マイナス67円)となります。なお、年金額が引下げとなるため、マクロ経済スライド※1による調整は適用されません。

法律による年金額の改定ルールでは、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率によって改定し、既裁定年金は物価変動率によって改定することになっています。ただし、「0>物価変動率>賃金変動率」の場合は、ともに物価変動率によって改定します。

改定の基準となる平成28年の物価変動率がマイナス0.1%、名目手取り賃金変動率がマイナス1.1%となったため、上述のルールによって平成29年度の年金額は新規裁定年金・既裁定年金ともに0.1%の引下げとなります。

併せて、名目手取り賃金変動率により、平成29年度の在職老齢年金に関する、60歳台前半の支給停止調整変更額および60歳台後半と70歳以降の支給停止調整額が、47万円から46万円に改定されます。

※1 マクロ経済スライドとは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて算出されるスライド調整率(平成29年度は0.5%)を、物価・賃金変動率から控除することによって給付水準を調整する仕組みです。ただし、平成29年度のように年金額が引下げとなる場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われません。なお、昨年12月26日に公布された「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(いわゆる年金制度改革法)」※2による賃金・物価スライドのルール見直しは、平成33年4月1日施行予定で、今回のようなケースには、物価変動率ではなく、賃金変動率により改定されることとなります。

※2 https://kanpou.npb.go.jp/20161226_old/20161226g00285/20161226g002850008f.html

厚生労働省のプレスリリースについては、以下をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12502000-Nenkinkyoku-Nenkinka/0000149802.pdf>

3-4. 特別法人税の課税停止措置期限の延長について

- 特別法人税の課税停止措置期限を、平成32年3月31日まで延長

三菱UFJ年金ニュースNo.435(3/28)

ポイント

- 特別法人税の課税停止措置期限が、平成29年度税制改正大綱^{※1}のとおり、平成32年3月31日まで延長されることが決定しましたので、ご案内します。
- 3月27日、所得税法等の一部を改正する等の法律案^{※2}が参議院本会議にて可決、成立し、租税特別措置法が改正されたことにより
ます。

※1 [平成29年度税制改正大綱](#)

※2 [所得税法等の一部を改正する等の法律案](#)

ご参考

< 現行の租税特別措置法(抜粋) >

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四

法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

< 所得税法等の一部を改正する等の法律(抜粋) >

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第六十八条の四中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴 (平成29年1月～平成29年3月)

4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成29年1月～平成29年3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成29年 1月	ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討(その2)			(○)	
	DC法施行規則の一部を改正する省令案に関する「再」意見募集について		(○)		
	ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討(その3)			(○)	
	平成29年度の年金額改定について	○			
	ASBJ(企業会計基準委員会)が「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い(案)」に関して公開草案を公表			(○)	
平成29年 2月	確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令の公布について		○		
	第1回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について		○		
	平成29年度の予定利率について(厚年、DB)		○		
平成29年 3月	第2回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について		○		
	ASBJ マイナス金利下における退職給付債務算定上の割引率を検討(その4)			(○)	
	第3回 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について		○		
	平成28年10月～12月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年35.95%(告示改正)		○		
	特別法人税の課税停止措置期限の延長について		○		
	確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について		○		
	ASBJ(企業会計基準委員会)が実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」を公表		○		

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
当社営業担当者へご照会ください
(受付時間: 9:00~17:00(土日・祝日除く))